### 昭和四十五年法律第二十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

目

総則(第一条—第三条)

特定建築物等の維持管理(第四条―第十二条)

第四章 登録業者等の団体の指定(第十二条の六―第十二条の九)建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(第十二条の二―第十二条の五)

第五章 雑則 (第十二条の十―第十四条)

第六章 罰則 (第十四条の二―第十八条)

(目的)

章

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な 向上及び増進に資することを目的とする。 事項等を定めることにより、 その建築物における衛生的な環境の確保を図り、 もつて公衆衛生の

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅 その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。 等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、 (保健所の業務) 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

第三条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

及を図ること。 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普

一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、 び環境衛生上必要な指導を行なうこと。 環境衛生上の相談に応じ、 及

特定建築物等の維持管理

(建築物環境衛生管理基準)

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有す 築物の維持管理をしなければならない。 るものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従つて当該特定建 4

防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者

で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建

築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)

第五条 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者 つては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。)に届け出 者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあ 物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところによ があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築 当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴 又は用途の変更、 増築による延べ面積の増加等により、 新たに特定建築物に該当することと

> たとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものと なつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つ

物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、 に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築 その日から一箇月以内

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように る者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。 監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有す

る。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。 の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができ 行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて

(建築物環境衛生管理技術者免状)

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、 臣が交付する。 次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大

が行う講習会(以下「講習会」という。)の課程を修了したものりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによ

二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、 状の交付を行なわないことができる。 建築物環境衛生管理技術者免

第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、 その日から起算して

一年を経過しない者

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わ

できる。 法律に基づく処分に違反したときは、その建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ずることが 厚生労働大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの

3

が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に申し出なければならな 都道府県知事は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者について、前項の処分

者免状の交付、 で定める。 建築物環境衛生管理技術者免状の交付又は再交付の手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術 . 再交付その他建築物環境衛生管理技術者免状に関する手続的事項は厚生労働省令

5

第七条の二 前条第一項第一号の登録は、 する者の申請により行う。 厚生労働省令で定めるところにより、 講習会を行おうと

|第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項第一号の登録を受けることができ (欠格条項)

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、 り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 その執行を終わ

法人であつて、 第七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

に適合しているときは、その登録をしなければならない。 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全て

- 別表の上欄に掲げる科目を教授し、 その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であるこ
- 二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであ
- 建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校にお 准教授若しくは講師の職にある者又はこれ いて
- の後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの らの職にあつた者 た者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し そ
- 登録は、講習機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、 イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 住所、 登録の年月日及び登録番号
- を記載してするものとする。
- の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 第七条の五 第七条第一項第一号の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにそ 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- (講習会の実施義務)
- 第七条の六 第七条第一項第一号の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。) は、正当な を行わなければならない。 理由がある場合を除き、毎事業年度、 講習会の実施に関する計画を作成し、これに従つて講習会
- 登録講習機関は、公正に、 かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により講習会を行
- 3 届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に
- 第七条の七 ようとする日の二週間前までに、 る日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、 変更し
- 第七条の八 講習会の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとすると7七条の八 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、 きも、同様とする。
- 定めておかなければならない。業務規程には、講習会の実施方法、 講習会に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を 3
- は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければ第七条の九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき
- (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
- る記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同 務諸表等」という。)を作成し、 じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十八条において「財 録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られ 表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、 五年間事業所に備えて置かなければならない。 貸借対照 2

2

- 2 習機関の定めた費用を支払わなければならない。 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、 次に掲げる請求をすることができる。ただし、 第二号又は第四号の請求をするには、 登録講 いつで
- 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項
- 兀 提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより
- (適合命令)

(改善命令)

- 第七条の十一 つたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとる?七条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の四第一項各号のいずれかに適合しなくな べきことを命ずることができる。
- ると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施方法その第七条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の六第一項又は第二項の規定に違反してい 他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 第七条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録 を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

(登録の取消し等)

- 一 第七条の六第三項、第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違 反したとき。
- 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 第七条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五. 不正の手段により第七条第一項第一号の登録を受けたとき。
- 第七条の十四 登録講習機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、
  - (帳簿の備付け)
- 厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (報告、検査等) 講習会に関し
- 第七条の十五 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、 ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 に対し、業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場 登録講習機関 %所に立
- 2 つたときは、これを提示しなければならない。 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があ
- (公示)
- 第七条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、 第七条第一項第一号の登録をしたとき。 その旨を官報に公示しなければならな
- 第七条の七の規定による届出があつたとき。
- 第七条の九の規定による届出があつたとき。
- を命じたとき。 第七条の十三の規定により第七条第一項第一号の登録を取り消 Ļ 又は講習会の業務の停止
- (建築物環境衛生管理技術者試験)
- |第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、 いて行なう。 建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知 が識につ
- 建築物環境衛生管理技術者試験は、 厚生労働大臣が行なう。

- 3 う。) の全部又は一部を行わせることができる。 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機 建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」とい
- 4 したときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。 厚生労働大臣は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることと
- 5 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生労働省令で定める実務に従事した者でなけれ 受けることができない。
- 6 必要な事項は、厚生労働省令で定める。 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、 受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し
- (建築物環境衛生管理技術者試験委員)
- 限りでない。 前条第三項の規定により指定試験機関に試験事務の全部を行わせることとした場合は、 試験事務を行わせるため、厚生労働省に建築物環境衛生管理技術者試験委員を置く。 この ただ
- ちから任命する 建築物環境衛生管理技術者試験委員は、厚生労働大臣が、その職員又は学識経験のある者
- 3 前二項に定めるもののほ か、 建築物環境衛生管理技術者試験委員に関し必要な事項は、 政令で

(指定試験機関の指定)

第九条の二 第八条第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。 人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財団法

(役員の選任及び解任)

第九条の三 力を生じない 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、 その効

ことができる。 し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずるしくは第九条の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若

- 第九条の四 として必要な知識を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を1九条の四 指定試験機関は、試験事務のうち、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受ける者 行わせなければならない。
- のうちから選任しなければならない。 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、 厚生労働省令で定める要件を備える者
- 前条第二項の規定は、 試験委員の解任について準用する。

(試験事務規程)

務規程」という。)を定め、 指定試験機関は、 同様とする。 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようと 試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事

- 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。
- となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当
- 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。) 又はこれ
- 2 らの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号) の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職員とみなす その

(監督命令)

第九条の七 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、 対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。 指定試験機関に

(試験事務の休廃止)

第九条の八 止し、又は廃止してはならない。 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、 試験事務の全部又は一部を休

第九条の九 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、 の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ そ

- 第九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
- は第九条の七の規定による命令に違反したとき。 第九条の三第二項 (第九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第九条の五第三項又
- 第九条の四第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。
- 兀 第九条の五第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたと

(厚生労働大臣による試験の実施)

第九条の十 厚生労働大臣は、指定試験機関が第九条の八の規定による厚生労働大臣の許可を受け めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。 て試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関 により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認 に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由

(帳簿の備付け)

第九条の十一 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験に関する事項で厚生労 働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。 (報告、検査等)

| 第九条の十二 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、 り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入 指定試験機関

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 (公示)

厚生労働省令で定めるところにより、

その旨を官

報に公示しなければならない。 第九条の十三 厚生労働大臣は、次の場合には、

- 第八条第三項の指定をしたとき。
- 第九条の八の許可をしたとき。
- とき 第九条の九の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた
- わないものとするとき。 とき、又は同条の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行 第九条の十の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする

(受験手数料)

- 務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数第九条の十四 建築物環境衛生管理技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事 料を納付しなければならない。務の全部を行う場合にあつては、
- 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、 指定試験機関の収入とする。

2

(厚生労働省令への委任)

務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。第九条の十五。この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務立のに対し、

(帳簿書類の備付け)

(報告、倹査等) に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。 第十条 特定建築物所有者等は、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の維持管理

まれる場合に対ればならない。 は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、ではその職員に、特定建築にると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築にあると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築に対し、の法律の施行に関し必要があり、

(改善命令等) 2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物 2 第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は有するものに対し、当該維持管理の方法の改善との他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めると 第一環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこ 第一環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこ 第一環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かっ、当該特定建築物内における人の健康をそこ

第三章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

(登録)

の営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、そ

建築物における清掃を行う事業

建築物における空気環境の測定を行う事業

二 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

□ 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

ユ 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

へ 建築物の排水管の清掃を行う事業

のを行う事業 のを行う事業

生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚と 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録

務を行うのに必要かつ十分なものでなければならない。
3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第一項各号に掲げる事業の業

登録の有効期間は、六年とする。

5 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定

(登録の表示)

4

営業所(以下「登録営業所」という。)について、同項第一号に掲げる事業に係るものにあつて第十二条の三 前条第一項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、同項の登録に係る

生総合管理業と表示することができる。 生総合管理業と表示することができる。 生総合管理業と表示することができる。 生総合管理業と表示することができる。 生総合管理業を表示することができる。 生総合管理業と表示することができる。 生総合管理業と表示することができる。

(登録の取消し)

**第十二条の四** 都道府県知事は、登録営業所が、第十二条の二第二項の基準に適合しなくなつたと

(報告、検査等)

帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、第十二条の五 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対

第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 登録業者等の団体の指定

(指定)

り、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。とができると認められるものを、第十二条の二第一項各号に掲げる事業ごとに、その申出によ者又は登録業者の団体を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うこ第十二条の六 厚生労働大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業

とする。 2 前項の指定を受けた法人 (以下「指定団体」という。) は、次の各号に掲げる業務を行うもっ

登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定

一 登録業者の求めに応じて行う業務の指導

三 登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修

四 登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設

指定団体は、その業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができ

(改善命令)

3

るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 るときは、その必要の限度において、その指定団体に対し、その指定団体の業務の運営を改善すまた。 第十二条の七 厚生労働大臣は、指定団体の行う前条第二項の業務の運営に関し必要があると認め

取り消すことができる。 第十二条の八 厚生労働大臣は、指定団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を(指定の取消し)

(報告、検査等)

世ることができる。 第十二条の九 厚生労働大臣は、指定団体に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員 第十二条の九 厚生労働大臣は、指定団体の行う第十二条の六第二項の業務の運営に関し必要があ

第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章 雑則

2

(表示の制限)

該事業に係る営業所につき第十二条の三に規定する表示又はこれに類似する表示をしてはならな第十二条の十 何人も、第十二条の二第一項各号に掲げる事業につき同項の登録を受けないで、当

(国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に関する特例)

第十三条 第十一条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するもの である場合については、適用しない。

用又は公共の用に供する特定建築物について、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の公 委任を受けた者に対し、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 べきことを勧告することができる。 た者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置を採る する事態が存すると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受け 場合については、適用しない。ただし、都道府県知事は、当該特定建築物について、同条に規定 第十二条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである

(審査請求)

第十三条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみな に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、そ の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。)を定めることができる。 1

罰則

第十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処

第七条の十三の規定による講習会の業務の停止の命令に違反した者

二 第九条の六第一項の規定に違反した者

第十四条の三 第九条の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為を した指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第七条の十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による 又は帳簿を保存しなかつた者 第七条の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、

第十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、 ·員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、 がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職 正当な理

員は、五十万円以下の罰金に処する。 第九条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載

職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、 をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 第九条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による 正当な理

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六条第一項の規定に違反した者

第十条の規定に違反して帳簿書類を備えず、 又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載を

> 兀 の答弁をした者 し、又はこれらの規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽 第十一条第一項、第十二条の五第一項若しくは第十二条の九第一項の規定による報告をせ 若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避

五. 第十二条の規定による命令又は処分に違反した者

第十二条の七の規定による命令に違反した者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。 の業務に関し、第十四条の二第一号、第十四条の四又は前条の違反行為をしたときは、 行為者を

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

者免状を返納しなかつた者 正当な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生管理技術

よる請求を拒んだ者 項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、 第七条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事 又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規 沈定に

第十二条の十の規定に違反した者

三

抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

#### 則 (昭和五五年五月一〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

1 及び第十八条の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。 (経過措置) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五章中第十三条の前に一条を加える改正規定

2 この法律の施行の日から起算して一年間は、都道府県知事は、この法律による改正後の建築物 における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第二項の規定にかかわらず、 とができない。 登録をするこ

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることがで 係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行

附 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各 号に定める日から施行する。

三 第十四条、第十六条、第十九条及び第二十条の規定、第二十二条の規定(診療放射線技師 定並びに附則第四条、第五条、第十七条及び第十八条の規定 昭和五十九年十月一日

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十 他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正 六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その

よりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定に (これに基づく命令を含む。) の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日 き者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律 請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべ のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申

六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なは第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又 お従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

#### 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によるべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置) なお従前の例による

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、 に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定は十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分 により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 政令で定める。

#### 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する

(食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置)

ることとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行す第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確 知事が管理し、及び執行するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

次条において同じ。) の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び 令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前 によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定め

#### 附 則 (平成九年一一月二一日法律第一〇五号)

(施行期日)

2

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

十二条の二第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第三条の規定による改正後の同法第 第三条の規定の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一

## (平成一〇年五月八日法律第五四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一か 一号の改正規定を除く。)並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。 号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改 ら別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、 正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号(十の三)の改正規定並びに別表第三第 (政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 政令で定める。 この法律の施行のため必要な経過措置

### (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (施行期日)

当該

各号に定める日から施行する。

第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、 の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条 限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る。) に限 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条から第百五十一条まで、第百五十 項、 に関する法律第二十条の八の二、 第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等 の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条 三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、は 第二百八条、第二百十四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百 条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十八条、第百九十五条、第二百一条、 七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、 三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、 2関する法律第十四条第二項、 師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の 母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業 知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二 第百七十三

医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。 の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する

地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前 として処理するものとする。 この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附 相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ おいて「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条に 則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等 の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の れの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律 の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報 みなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報 されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続が 届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものと

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下こ 審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、 施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。 は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服 の条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについて の条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当

む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関

第二百五十条 る限り新たに設けることのないようにするとともに、 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき 新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新

> 地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、 宜、適切な見直しを行うものとする。

> > 適

第二百五十一条 を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 経済情勢の推 移等

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 公布の日 第千三百 二十四条第

(平成一三年一二月一四日法律第一五六号)

(施行期日)

附

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関す る法律(以下「旧法」という。)第十二条の二第一項の登録を受けている者及びこの法律の施 する限りにおいて、なお従前の例による。 の際現に当該登録の申請をしている者(次条に規定する者を除く。)については、 当該登録に関

受けている者及びこの法律の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当該登録に第三条 この法律の施行の際現に旧法第十二条の二第一項第六号に掲げる事業に係る同項の登録を 規定は、なおその効力を有する。 係る事業に関する限りにおいて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して 六年間は、旧法(第十二条の六から第十二条の十まで及びこれらの規定に係る罰則を除く。) 0)

第四条 この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「新法」と を受けている者とみなす。 録を受けている者は、新法第十二条の二第一項の規定により同項第八号に掲げる事業に係る登録 よりなおその効力を有することとされる場合を含む。)により同項第六号に掲げる事業に係る登 いう。)第十二条の六の規定の適用については、旧法第十二条の二第一項の規定(前条の規定に

第五条 施行日から起算して六年間は、新法第十二条の十中「第十二条の二第一項各号」とあるの る法律(平成十三年法律第百五十六号)附則第三条の規定によりなおその効力を有することとさ は「第十二条の二第一項各号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正す 理業の表示又はこれら」とする。 十二条の二第一項」と、「表示又はこれ」とあるのは「表示若しくは登録建築物環境衛生一般管 れる同法による改正前の第十二条の二第一項第六号」と、「同項」とあるのは「第十二条の二第 一項又は同法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第

第六条 旧法第十二条の二第一項の規定(附則第三条の規定によりなおその効力を有することとさ いる者が当該登録に係る営業所について新法第十二条の二第一項第八号に掲げる事業に係る同項れる場合を含む。)により受けている同項第六号に掲げる事業に係る登録は、当該登録を受けて 条の二第四項の規定にかかわらず、その効力を失う。 登録を受けたときは、附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十二

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 過措置を含む。)は、 政令で定める。 (罰則に関する経

附 則 (平成一五年七月二日法律第一〇二号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。 だし、第六条の規定は平成十六年四月一日から、附則第二条第一項、 第五条第一項及び第六条第一項の規定は公布の日から施行する。 第三条第一項、 第四条第

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

衛生法」という。) 第七条第一項第一号の登録を受けようとする者は、この法律の施行前におい第四条 この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「新建築物 ても、その申請を行うことができる。新建築物衛生法第七条の六第三項の規定による計画の届出

の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建築物衛生法第七条第一項第一号の登律(以下「旧建築物衛生法」という。) 第七条第一項第一号の指定を受けている者は、この法律 及び新建築物衛生法第七条の八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法

に対する建築物環境衛生管理技術者免状の交付については、なお従前の例による。この法律の施行の際現に旧建築物衛生法第七条第一項第一号の講習会の課程を修了している者

(罰則の適用に関する経過措置)

録を受けているものとみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要となる経過措置

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案 な措置を講ずるものとする。 必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要

#### 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 (施行期日)

各号に定める日から施行する。

を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四 市又は特別区」を削る部分に限る。)、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条(「、保健所 八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、 四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第 .条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定(「、保健所を設置する 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定(「並びに第二十 一日 第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ 3

#### 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職 准教授としての在職とみなす。

から十一まで

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第七条の四 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

# 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日 から施行する。

(平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、 する罰則の適用については、なお従前の例による。 当該規定)の施行前にした行為に対

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

### 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この法律は、 (経過措置の原則) 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

なお従前の例によ 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前に された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係 (訴訟に関する経過措置) るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他 服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場 経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。 合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を 起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不

2 る場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定に ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。 よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ

行前に提起されたものについては、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 従前の例による。 則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任)

ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

なお

(罰

## (平成二九年五月三一日法律第四一号)

第一条 この法律は、平成三十一 (施行期日) 年四月一日から施行する。 抄 ただし、 次条及び附則第四十八条の規

(政令への委任)

定は、公布の日から施行する。

第四十八条 この附則に規定するもののほ める。 か、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

8

#### 附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三号) 抄

(施行期日)

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日か 一から三まで 略

条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同 付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十1 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを ない範囲内において政令で定める日 条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超え

## 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定 公布の日

ずみ、昆虫等の防除       八時         ボ及び排水の管理       二十         十六       十六	建築物の構造概論   八時間    建築物衛生行政概論   十時間     <b>かま(第七条の匹関係</b> )
--	---